

## <指定管理者選定評価委員会の評価について>

### I. 評価の目的

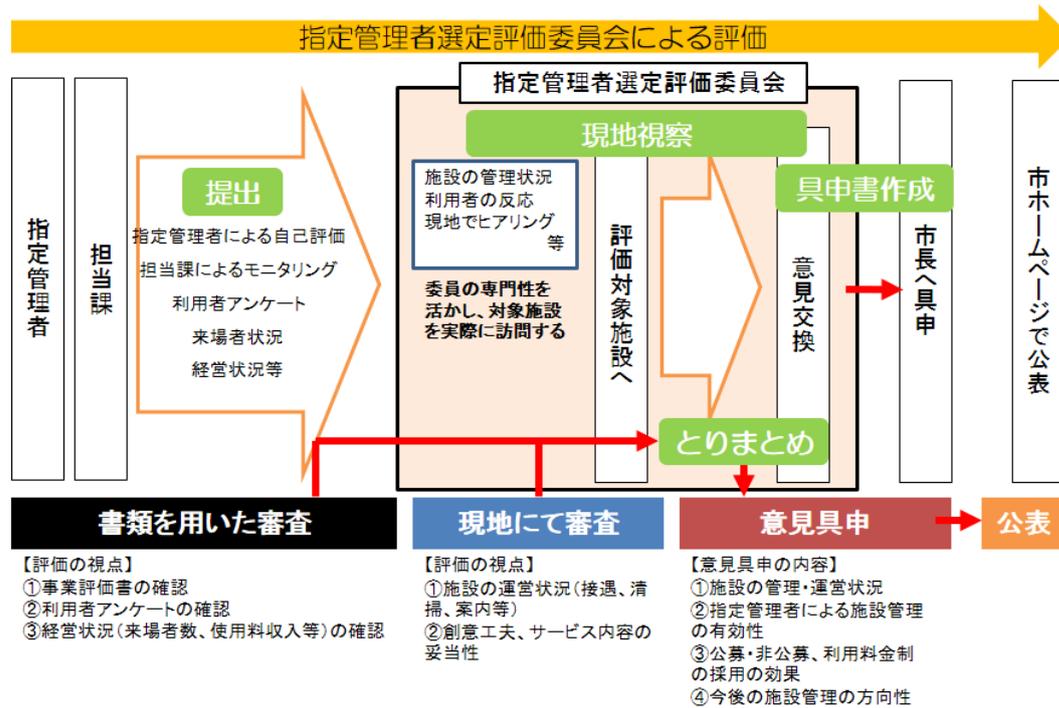
平成29年度に行った「指定管理者制度の見直し」において、公の施設の管理・運営の評価については、現行の「指定管理者による自己評価」および「担当課によるモニタリング」に加え、「第三者の視点で評価を行う機関」として従来の「指定管理者選定委員会」に『評価』の機能を追加し、より客観的な評価を行うこととした。

この第三者評価については、各施設の特性に応じた評価ができる委員構成とし、担当課によるモニタリングに加え、利用者ニーズや経営的な視点を踏まえた外部の専門的な見地から、サービス水準や経営状況などについて、評価を行うものとする。

#### 【指定管理者の評価方法と目的】

評価方法	目的
指定管理者による自己評価	指定管理者が主体的に課題の洗い出しと日々の業務改善を行うことを促す。
担当課による評価	指定管理者の業務が適正・的確に実施されているかを確認し、指定管理者に対し必要な指導等を行う。
外部評価(指定管理者選定評価委員会)	第三者の専門的な見地からの評価により、客観性を高めるとともに、指定管理者に対し業務改善を行うことを促す。

## Ⅱ. 評価の流れ



## Ⅲ. 評価対象施設

指定期間3年以上の施設のうち、評価年度の翌年度の選定に係る施設を対象とする。

## Ⅳ. 評価に必要な資料

以下の資料および、委員作成のチェックシート

1. 指定管理者および市作成の事業評価書
2. 事業執行状況確認シート(令和6年度の評価では草津川跡地公園のみ該当)
3. 事業評価書補助資料
4. 指定管理者からの事業実績報告書(利用実績)
5. 指定管理者からの事業実績報告書(収支決算)
6. 指定管理者からの事業実績報告書(事業実績)
7. 業務仕様書
8. 指定管理者が実施した施設利用者アンケート
9. 選定に係る指定管理者制度導入施設の募集方法等の方針
10. 指定管理者作成の施設パンフレット等
11. 選定評価委員による評価チェックシート

## **V. 評価項目・ポイント**

### 1. 指定管理者による施設管理の有効性【有効性】

- 施設の設置目的に沿った事業が実施され、その事業は質の高いものであったか。
- 利用者アンケートの結果、満足が得られているか。

### 2. 施設の管理・運営状況【適正・効率性】

- 利用者数・稼働率・事業収支の状況について。

### 3. 公募・非公募、利用料金制の採用の効果

- 公募の余地はあるか。(非公募の場合)
- 使用料金制の場合・・・利用料金制度導入の余地はあるか。
- 利用料金制の場合・・・利用料金制度の導入効果があるか。

### 4. 今後の施設管理の方向性

- 施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者制度活用の継続の是非も含めて評価

## **VI. 現地視察について**

### 1. 目的

現地視察では、書類等では確認が難しい施設内環境、施設設備の状態、また、職員の利用者への対応方法などについて観察および確認を行う。

### 2. 視察先について

全施設を対象とするが、地域まちづくりセンター等、同種で複数の施設がある場合は、時間的制約から全てを視察することは難しいことから、書類審査の中で確認が必要と判断した施設（2施設程度）を対象とし視察する。

### 3. 視察方法

指定管理者から、施設内外を案内してもらい、観察および確認を行う。

また、「評価チェックシート」に基づき、指定管理者にヒアリングを行い、評価できる点や改善点等を記入。これをもとに具申書を作成する。

## **Ⅶ. 具申書について**

評価項目に基づき、以下の4項目について意見をもらう。

1. 指定管理者による施設管理の有効性【有効性】
2. 施設の管理・運営状況【適正・効率性】
3. 公募・非公募、利用料金制の採用の効果
4. 今後の施設管理の方向性

※なお、具申書は、同種で複数の施設がある場合は、項目1. および2. については全ての施設について、項目3. および4. については総括的な評価を行う。